

八街市行財政改革プラン 2025 (案)



八街市行財政改革推進本部

はじめに

～『八街市行財政改革プラン2025』の策定に当たって～

本市では、平成18年3月に策定した「八街市集中改革プラン」をはじめ、その後も見直しを図りながら継続的に行財政改革を推進し、特に組織の見直しと強化・事務事業の見直し・コストの削減については、全庁的に取り組み、一定の成果を挙げてきたところです。

しかしながら、本市の行財政運営を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展により、市税収入の減少や社会保障経費の増加が見込まれている反面、大規模な災害や感染症などのリスクの増大、公共施設の老朽化対策やデジタル化への対応など、行政需要は増加の一途をたどっており、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれています。

また、社会経済情勢の急速な変化により、将来の予測が難しい社会へ変貌しつつある中、複雑化する行政課題や多様化する市民ニーズに沿った質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供していくことが求められています。

このようなことから、『八街市行財政改革プラン2025』は、限りある経営資源（ヒト・モノ・財源・情報）を有効に活用し、効果的で効率的な行財政運営を推進することで、持続可能な行財政運営を実現し、新たに策定した『八街市総合計画2025』の着実な推進を下支えするための計画として策定します。

今後は、『八街市行財政改革プラン2025』を基本に、各施策の達成に向け、全職員が一丸となって行財政改革に取り組み、総合計画に掲げる将来都市像「緑豊かに心豊かに健やかに」とともに支えあい安心して暮らせる八街」の実現を目指してまいります。

目 次

第1章 八街市の現状と課題

1 人口の動向	1
2 財政の推移	2
（1）普通会計の推移	2
（2）経常収支比率の推移	4
（3）基金残高の推移	5
（4）市債残高の推移	6
3 職員数等の推移	7
（1）職員数の推移	7
（2）職員の年齢構成	8
（3）給与水準（ラスパイレス指数）の推移	8
4 中期的な財政見通しと課題	9

第2章 行財政改革プランの考え方

1 基本的な考え方	10
（1）総合計画と行財政改革プラン	10
（2）策定の目的	11
（3）計画期間	11
（4）進行管理	12

第3章 行財政改革プランの基本方針

1 基本方針の考え方	13
2 基本方針とする3つの柱	13

第4章 行財政改革プランの取り組みについて

1 体系図	14
2 推進項目と実施項目	15
（1）“人・組織” 『戦略的な人事管理と時代に即した組織づくり』	15
（2）“モノ・財源” 『持続可能な財政経営の実現』	17
（3）“情報・仕組み・連携” 『生産性の向上と協働・共創の推進』	21

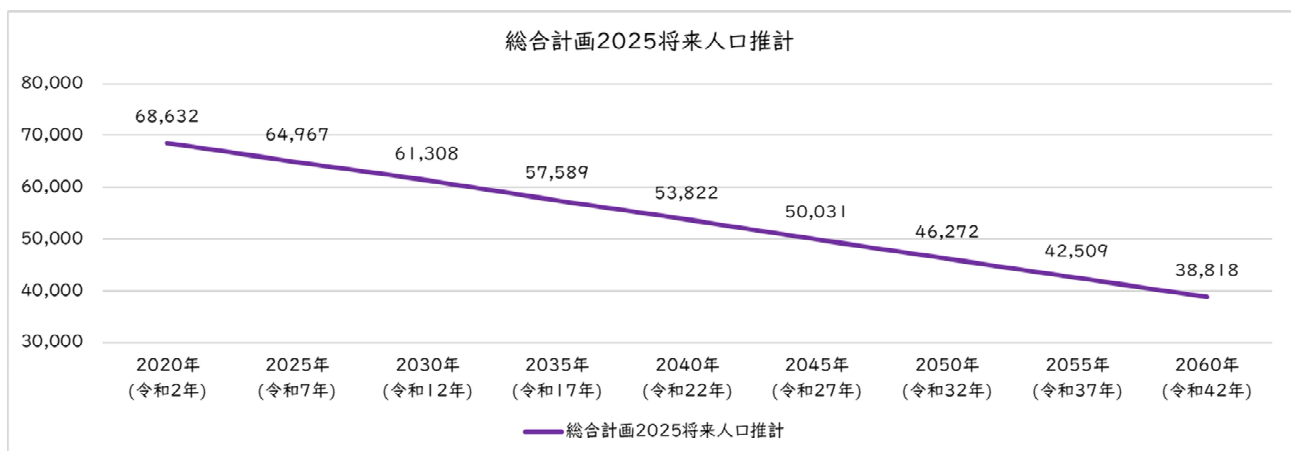
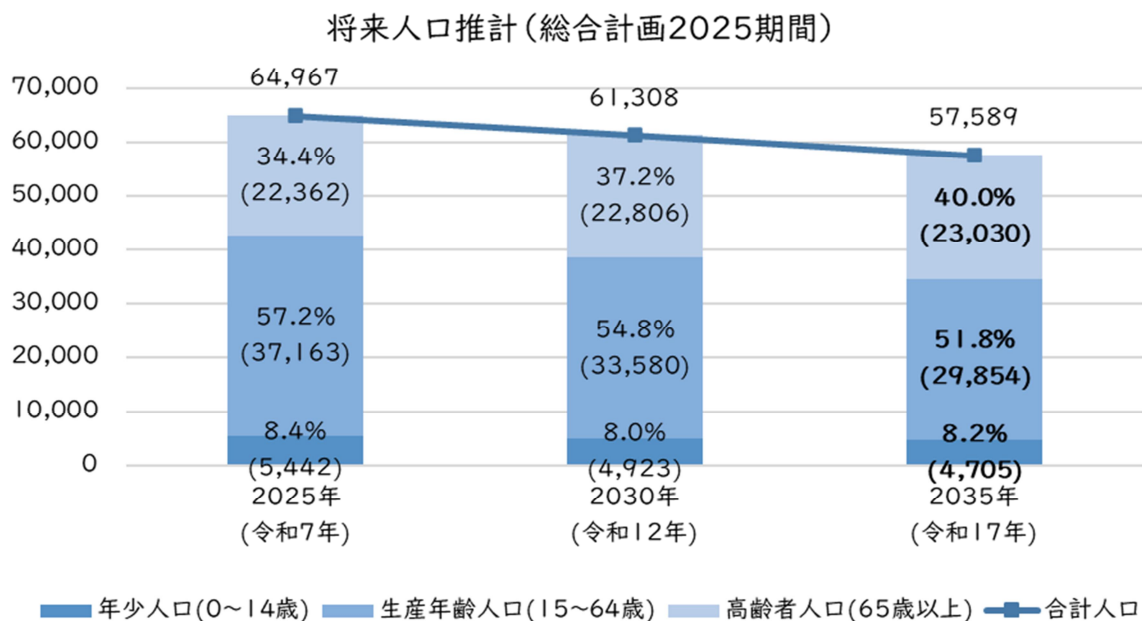
資料編（用語解説）

第1章 八街市の現状と課題

1 人口の動向

本市の人口は、平成17年度（2005年度）をピークに年々減少を続けており、令和6年度（2024年度）に策定した『八街市総合計画2025前期基本計画』では、令和17年（2035年）の人口を57,589人と想定し、さらには、30年後の令和37年（2055年）の将来人口推計では、人口を42,509人と想定しています。

また、人口構成比率を見ると、少子高齢化がより一層進行し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がさらに進むものと想定され、令和17年（2035年）において、高齢者人口（65歳以上）は全体の40%程度の水準となる見込みです。



2 財政の推移

(1) 普通会計の推移

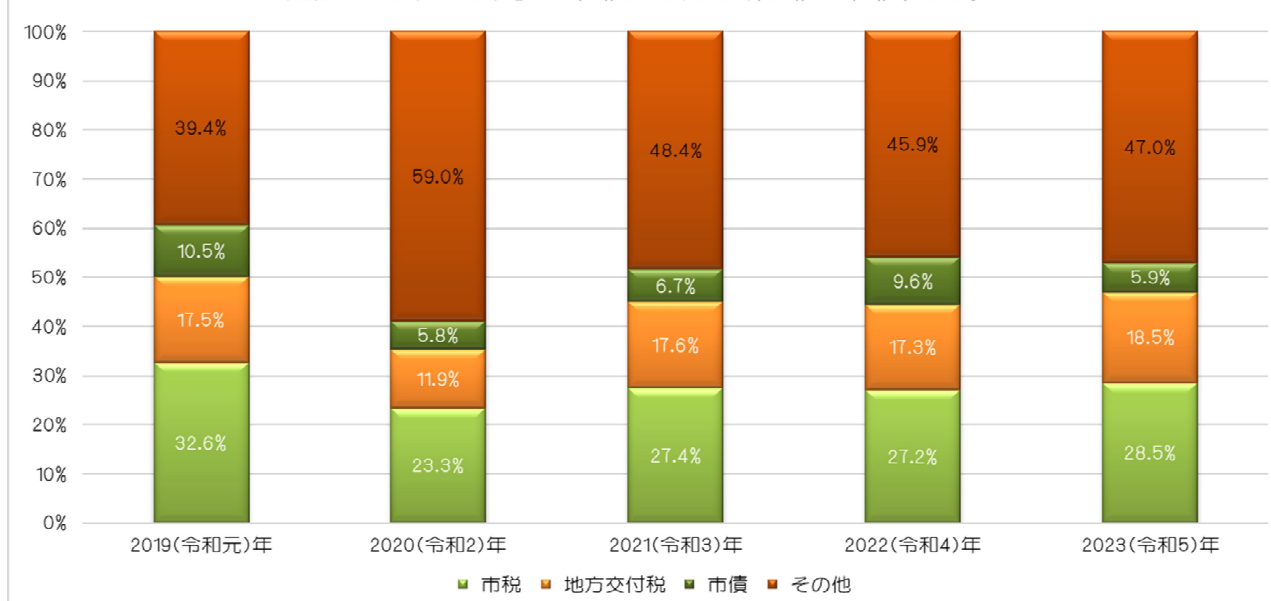
[歳入]

歳入については、近年、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策による国庫支出金により増加傾向となっていますが、このような特殊要因を除くと、市税収入等の自主財源の収入はほぼ横ばいで推移しており、依然として地方交付税や市債などに頼らなければならない状況が続いています。

普通会計歳入決算額

区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
市税	7,559,531 千円	7,515,249 千円	7,213,227 千円	7,483,909 千円	7,573,316 千円
地方譲与税	174,196 千円	175,940 千円	179,147 千円	178,919 千円	180,358 千円
各種交付金	1,452,173 千円	1,656,676 千円	1,961,564 千円	1,873,954 千円	1,919,297 千円
地方交付税	4,058,601 千円	3,837,349 千円	4,623,298 千円	4,774,311 千円	4,916,733 千円
分担金及び負担金	37,335 千円	25,549 千円	20,178 千円	23,952 千円	24,951 千円
使用料及び手数料	379,580 千円	308,138 千円	320,326 千円	323,743 千円	336,414 千円
国庫支出金	3,809,614 千円	12,297,387 千円	7,049,439 千円	6,619,475 千円	5,736,637 千円
県支出金	1,487,030 千円	2,362,370 千円	1,784,519 千円	1,620,041 千円	1,706,751 千円
財産収入	14,709 千円	19,596 千円	20,345 千円	16,218 千円	14,107 千円
寄附金	82,110 千円	70,761 千円	86,236 千円	70,963 千円	82,640 千円
繰入金	879,702 千円	985,158 千円	295,130 千円	563,236 千円	1,266,805 千円
繰越金	224,323 千円	642,686 千円	529,907 千円	770,632 千円	800,648 千円
諸収入	579,792 千円	435,638 千円	484,099 千円	584,474 千円	427,155 千円
市債	2,429,400 千円	1,856,800 千円	1,751,500 千円	2,659,800 千円	1,578,300 千円
歳入合計	23,168,096 千円	32,189,297 千円	26,318,915 千円	27,563,627 千円	26,564,112 千円

歳入合計から見た市税・地方交付税・市債の割合



[歳出]

歳出は、義務的経費が約5割を占めるなど、高い割合で推移しています。

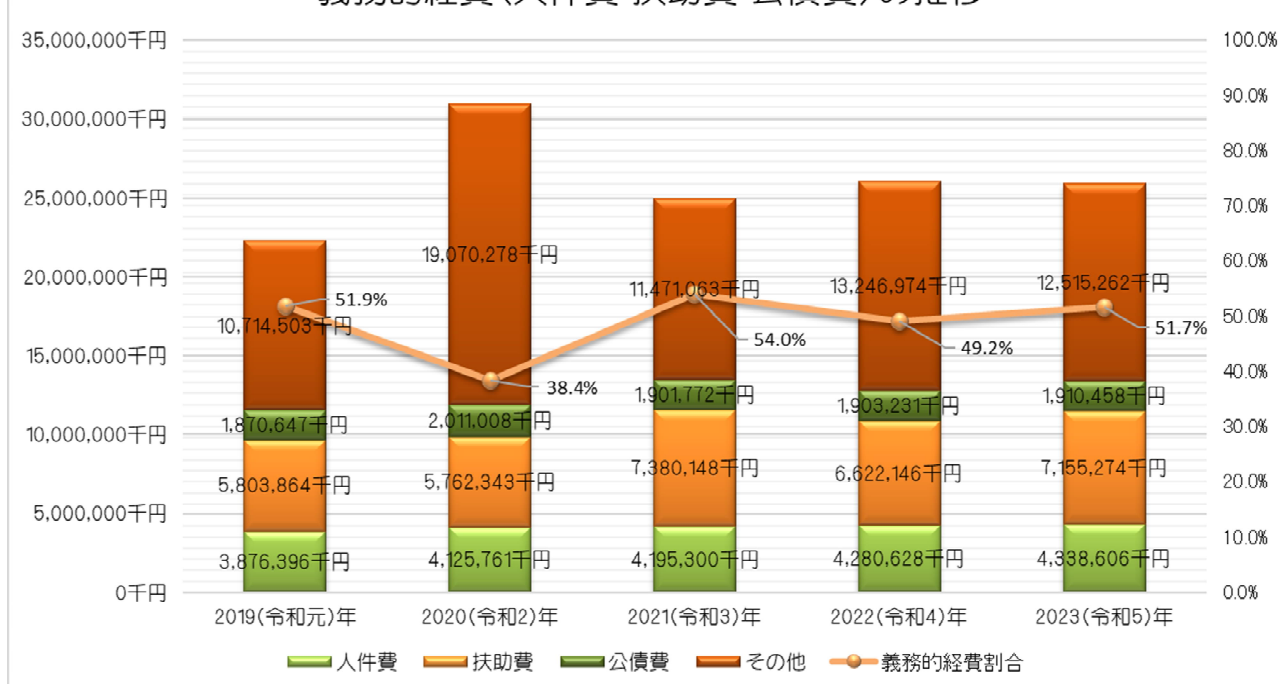
義務的経費とは・・・

歳出のうち、法令や性質上、支出が義務付けられており裁量的に節減することができない極めて硬直性の強い経費のことで、一般的には、人件費（議員報酬や職員給与など）、扶助費（生活保護費や児童手当など）、公債費（地方債の元利償還金や一時借入金の利子）を指します。

普通会計性質別歳出決算額

区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
人件費	3,876,396 千円	4,125,761 千円	4,195,300 千円	4,280,628 千円	4,338,606 千円
扶助費	5,803,864 千円	5,762,343 千円	7,380,148 千円	6,622,146 千円	7,155,274 千円
公債費	1,870,647 千円	2,011,008 千円	1,901,772 千円	1,903,231 千円	1,910,458 千円
物件費	3,346,053 千円	3,723,939 千円	3,814,060 千円	4,078,273 千円	3,645,379 千円
維持補修費	123,932 千円	107,531 千円	106,029 千円	96,101 千円	110,976 千円
補助費等	2,187,981 千円	10,592,724 千円	3,224,398 千円	2,930,917 千円	3,740,208 千円
投資及び出資金・貸付金	46,363 千円	35,430 千円	37,737 千円	39,344 千円	53,531 千円
繰出金	2,389,310 千円	2,270,009 千円	2,284,161 千円	2,332,487 千円	2,401,043 千円
積立金	110,060 千円	75,749 千円	140,457 千円	133,001 千円	158,835 千円
普通建設事業費	2,367,274 千円	2,209,725 千円	1,864,221 千円	3,636,851 千円	2,396,690 千円
災害復旧事業費	143,530 千円	55,171 千円	0 千円	0 千円	8,600 千円
歳出合計	22,265,410 千円	30,969,390 千円	24,948,283 千円	26,052,979 千円	25,919,600 千円

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移



（２）経常収支比率の推移

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。

経常収支比率が低いほど（義務的性格の経常経費に充てた経常一般財源の残額が大きいほど）経常一般財源に余裕があることとなり、臨時の財政需要にも対応できることとなります。

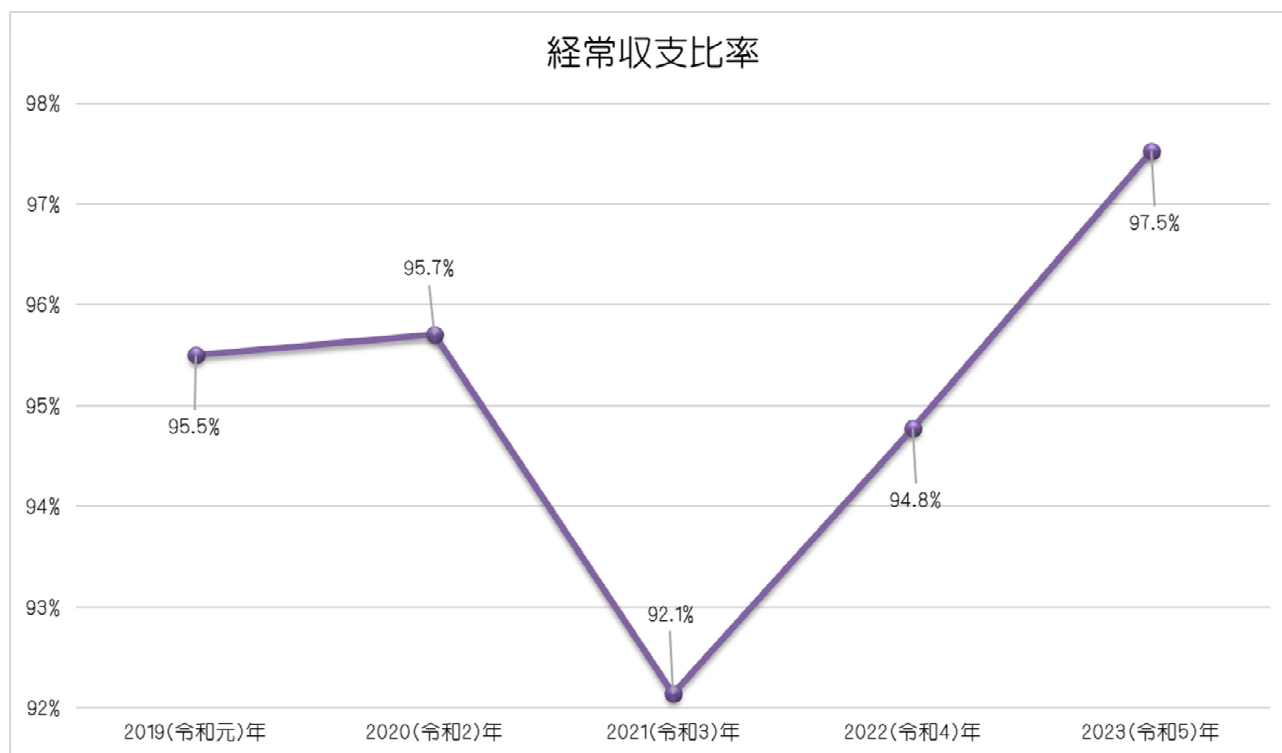
本市では、平成 18 年度（2006 年度）以降 90%台で推移しており、財政構造の硬直化が一層進んでいます。なお、令和 5 年度（2023 年度）の 97.5%は、県内市平均値が 94%程度であることから、比較すると 3.5 ポイント程度高い数値となっています。

普通会計の経常収支比率

区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
経常一般財源総額※1	13,508,677 千円	13,636,385 千円	14,362,785 千円	14,263,922 千円	14,296,991 千円
経常経費充当一般財源	12,901,661 千円	13,050,347 千円	13,234,079 千円	13,518,624 千円	13,943,719 千円
経常収支比率※2	95.5%	95.7%	92.1%	94.8%	97.5%

※1 経常一般財源総額には、臨時財政対策債が含まれています。

※2 経常収支比率は、経常経費充当一般財源／経常一般財源総額により算出します。



(3) 基金残高の推移

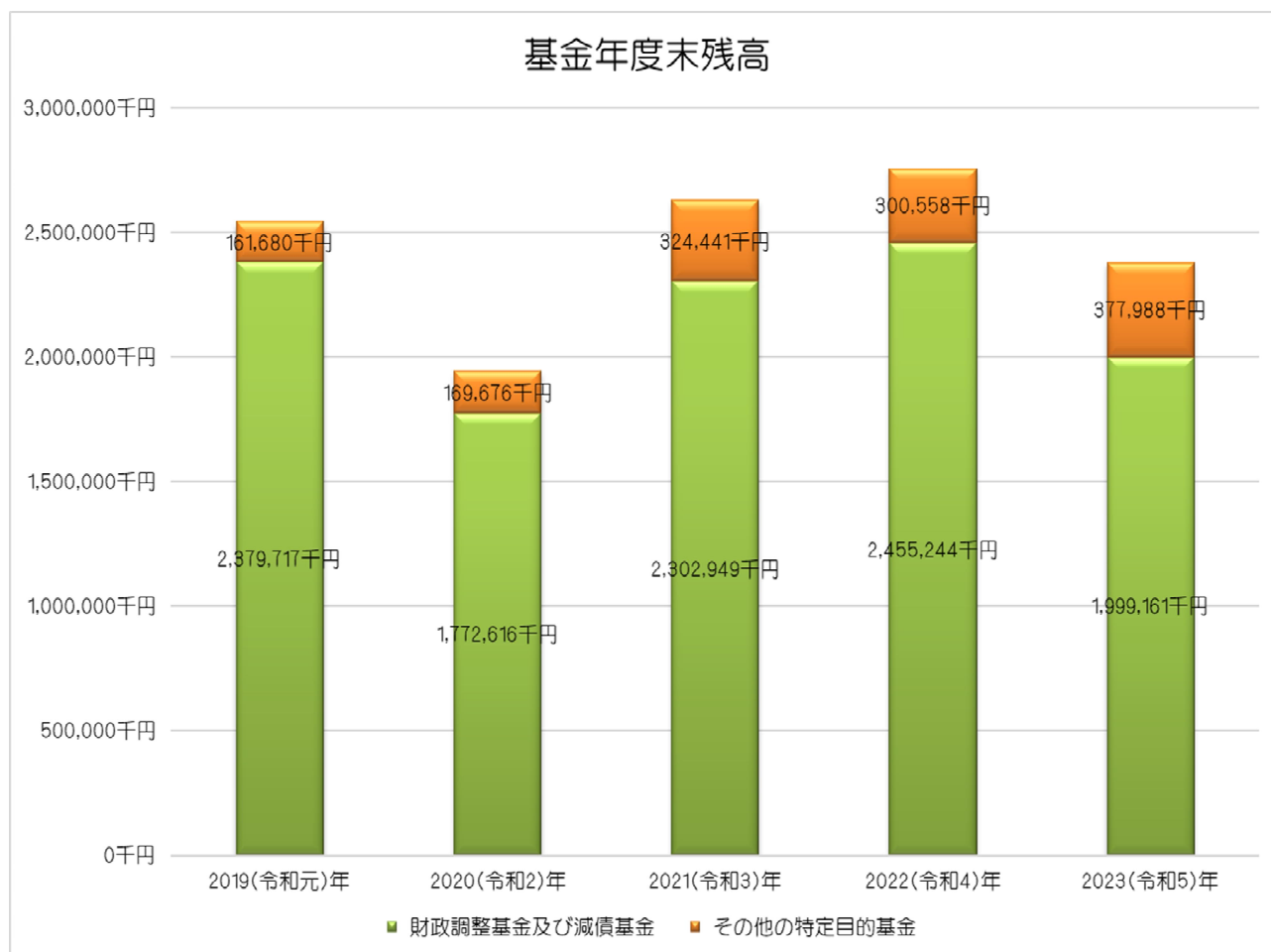
基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けるもので、特に財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ですが、予期しない収入減少や災害等の不測の支出増加に備えておくべきものであり、長期的視野に立った運用を行っていく必要があります。

本市の基金残高は、平成30年度（2018年度）の約28億1千500万円をピークとし、その後は、物価高騰等の特殊要因もあり、財源不足を補うため減少傾向となっています。

普通会計基金年度末残高

区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
財政調整基金	2,257,182 千円	1,650,081 千円	2,180,413 千円	2,332,702 千円	1,876,613 千円
減債基金	122,535 千円	122,535 千円	122,536 千円	122,542 千円	122,548 千円
その他の特定目的基金	161,680 千円	169,676 千円	324,441 千円	300,558 千円	377,988 千円
合 計	2,541,397 千円	1,942,292 千円	2,627,390 千円	2,755,802 千円	2,377,149 千円

※その他の特定目的基金は、青少年育成基金、地域振興基金、地域福祉基金、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金・文化会館建設基金・野球場建設基金・公共施設等整備基金・森林環境整備基金です。



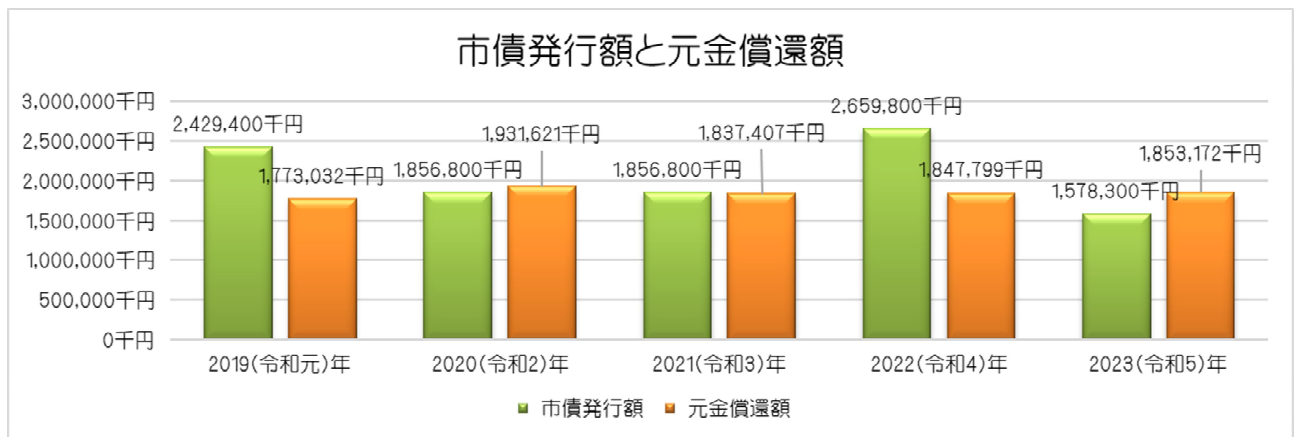
(4) 市債残高の推移

都市基盤を整備するため、建設債や臨時財政対策債などの市債を発行しています。

市債残高は、平成 30 年度末（2018 年度末）では、175 億 3 千 200 万円まで減少しましたが、近年は、財源不足のため増加傾向となっております。

普通会計市債発行額等

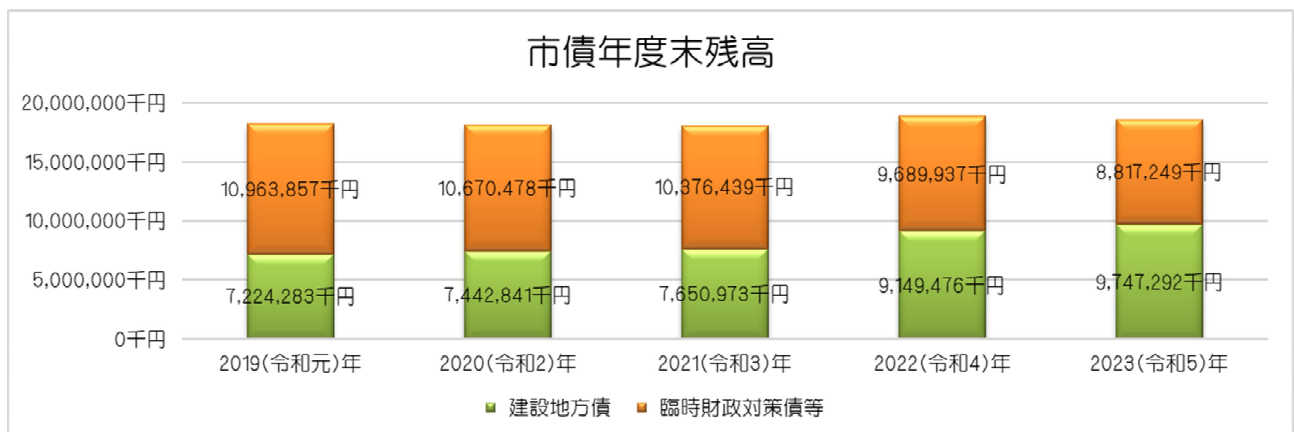
区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
市債発行額	2,429,400 千円	1,856,800 千円	1,751,500 千円	2,659,800 千円	1,578,300 千円
元金償還額	1,773,032 千円	1,931,621 千円	1,837,407 千円	1,847,799 千円	1,853,172 千円
市債年度末残高	18,188,140 千円	18,113,319 千円	18,027,412 千円	18,839,413 千円	18,564,541 千円



普通会計市債年度末残高内訳

区分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
建設地方債	7,224,283 千円	7,442,841 千円	7,650,973 千円	9,149,476 千円	9,747,292 千円
臨時財政対策債等※	10,963,857 千円	10,670,478 千円	10,376,439 千円	9,689,937 千円	8,817,249 千円
市債年度末残高	18,188,140 千円	18,113,319 千円	18,027,412 千円	18,839,413 千円	18,564,541 千円

※臨時財政対策債等とは、臨時財政対策債、減税補填債及び減収補填債の合計



3 職員数等の推移

(1) 職員数の推移

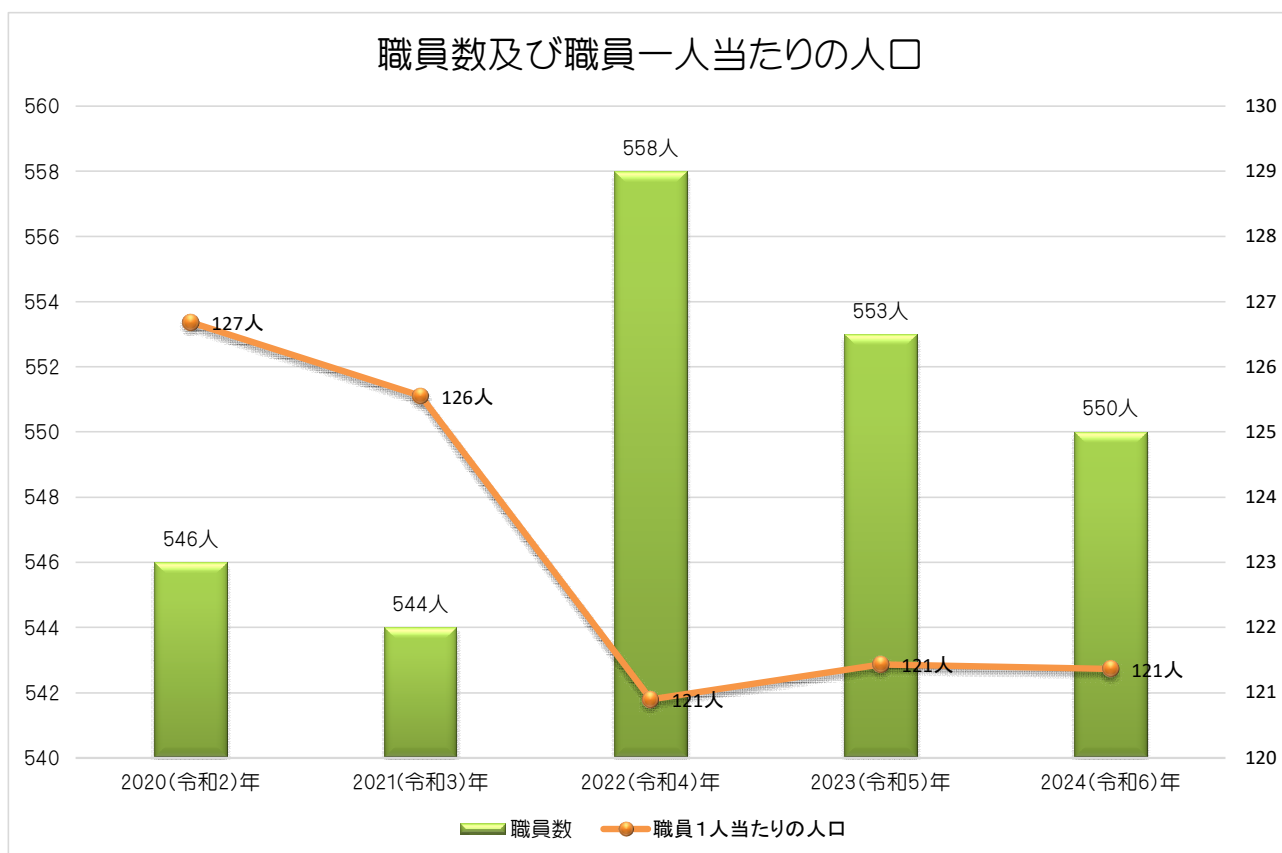
行政サービスに影響が出ないよう、事務量と職員数のバランスに配慮しながら、職員の退職の補充と新たな業務やニーズに対応するために、必要最低限の人員を採用しているところです。

近年、職員数は減少傾向にあります。人口についても減少が続いているため、職員1人あたりの人口は概ね125人前後で推移しています。

市では、現在「八街市定員管理方針」の見直しを進めており、令和7年度から新方針に取り組む予定です。

職員数及び職員一人あたりの人口（各年4月1日現在）

区分	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年
職員数	546人	544人	558人	553人	550人
人口	69,169人	68,301人	67,461人	67,154人	66,750人
職員1人当たりの人口	127人	126人	121人	121人	121人



（２）職員の年齢構成

令和６年４月１日現在の職員年齢構成は、４６歳から５５歳の職員が全体の約４割を占めていることから、この年代の職員が退職を迎えるころに、退職手当支給等により人件費が一時的に増加することが予測できます。

また、この年代の職員が退職した後は、人件費が抑制される一方で、知識や経験が豊富な職員が減少すると考えられることから、定年延長制度の効果的な活用や、再任用職員や会計年度任用職員を効果的に配置するなど、市民サービスの低下につながらないように配慮する必要があります。



（３）給与水準（ラスパイレス指数）の推移

ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するために、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）の俸給月額を 100 として計算した指数です。

本市は、千葉市を除く県内市町村の平均より低く、指定都市を除く全国市平均や類似団体平均と比較した場合、近年は本市が上回っています。

ラスパイレス指数の推移（各年４月１日現在）

区分	2020(令和２)年	2021(令和３)年	2022(令和４)年	2023(令和５)年	2024(令和６)年
八街市	99.3%	99.2%	99.6%	99.2%	
類似団体平均	98.0%	98.0%	97.7%	97.7%	
県内市町村平均	100.7%	100.5%	100.4%	100.3%	
全国市平均	98.9%	98.8%	98.7%	98.6%	

4 中期的な財政見通しと課題

今後、都市部では高齢人口が増加する一方、地方部では人口減少が深刻化するなど、人口動態の変化の現れ方は地域ごとに異なり、また老朽化により更新時期を迎えるインフラ・公共施設が一斉に増加するとともに、人口減少の更なる進展に伴って、地域を支える担い手不足や一人当たりでみた公共サービス維持のコスト増が顕在化し、個々の自治体だけでは持続可能性を確保できなくなる可能性があります。

少子高齢化や人口減少の進展の流れがこのまま継続していくと、労働人口は加速度的に減少し、その結果、経済規模の縮小や地域社会の活力低下など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが見込まれます。

さらに、医療費や扶助費等の社会保障経費の漸増や老朽化した公共施設の改修・改築等にかかる経費はもとより、基礎自治体として、都市基盤、教育、防災・防犯のほか、ごみ処理や交通といった行政サービスを維持するだけでなく、時代に即した施策や、国が制度や財源で関与する施策であっても、地域によって求められているサービスの質や量は異なることから、地域のニーズに即した行政サービスを提供していく必要があります。

こうした様々な課題を踏まえ、地方交付税などの依存財源が歳入割合の多くを占める本市では、国の制度改革や財政状況等に影響を受けやすいことから、市税をはじめとする自主財源を中心に歳入基盤を確立することが喫緊の課題となっており、その確保と拡充を図るだけでなく、人口は経済指標の最たるものであるとの認識に立ち、魅力あるまちづくりや移住・定住の促進など、地域の活性化に資する取組みを積極的に推進し、人口増加に向けて挑み続けることで、税収をはじめとした一般財源の増収につなげていくことが必要です。

また、既存の事務事業については、単に歳出の削減や縮小にとどまることなく、将来を見据えた変革を強く意識しながら実行し、過度な財政調整基金への依存から脱却し、この先も幅広く行政サービスが提供できるよう、新たな視点に立った行政運営を進めなければなりません。

第2章 行財政改革プランの考え方

1 基本的な考え方

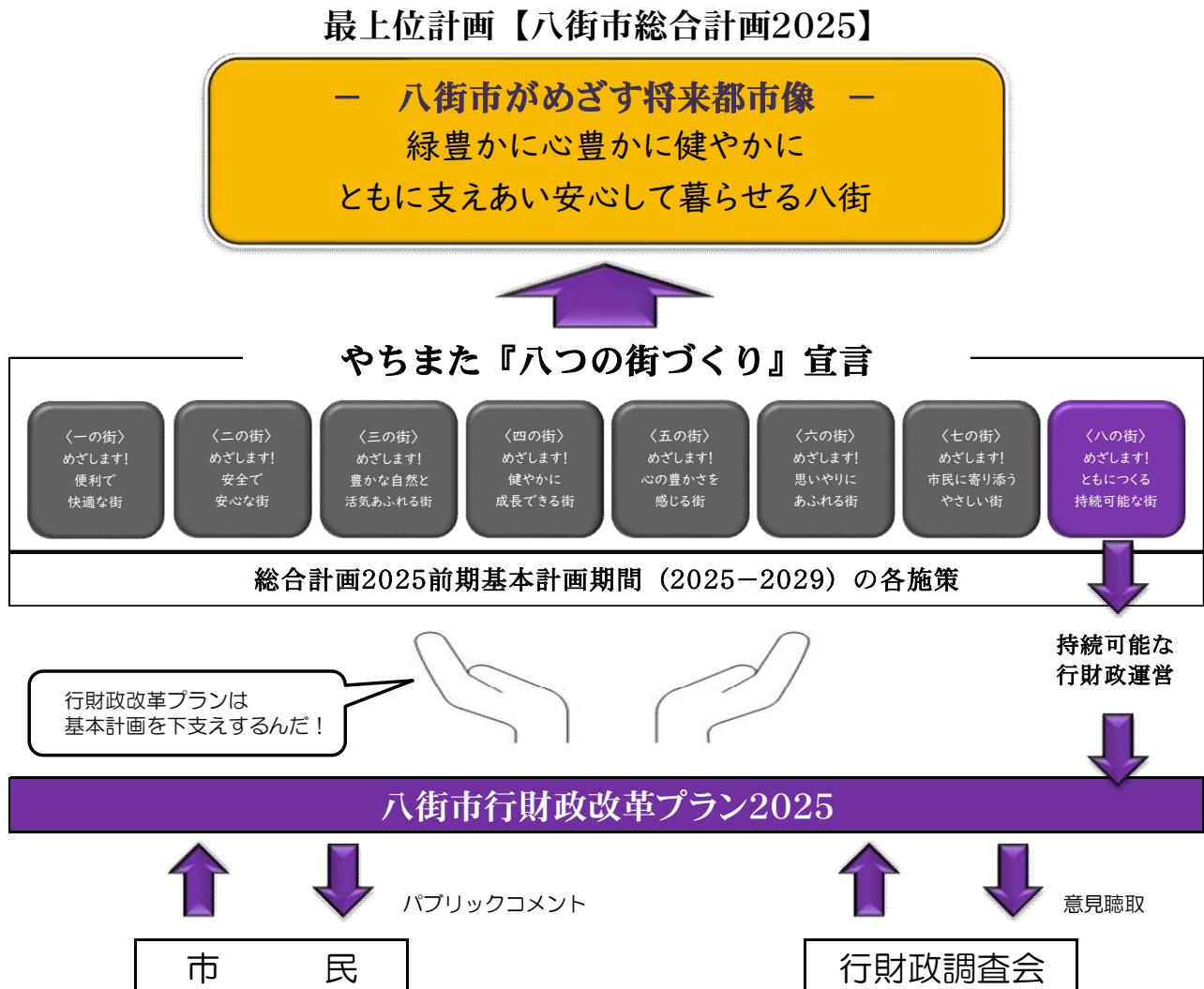
(1) 総合計画と行財政改革プラン

本市では、「緑豊かに心豊かに健やかに」とともに支えあい安心して暮らせる八街」を将来都市像とした新たな『八街市総合計画 2025』を策定しました。

総合計画では、まちづくりのテーマとして、やちまた「八つの街づくり」宣言を掲げており、行財政分野は、そのテーマの1つである「めざします！ともしつくる持続可能な街」に位置づけ、効果的で効率的な行財政運営を目指すこととしております。

このようなことから、『八街市行財政改革プラン 2025』は、本市の最上位計画である『八街市総合計画 2025』を推進するとともに、施策の達成に向けた下支えとなる個別計画として策定します。

○計画の位置づけ『八街市総合計画 2025』を推進するための個別計画



※策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、市民の声をとりいれ、学識経験者や公募委員から組織される行財政調査会の意見をいただきながら策定します。

（２）策定の目的

地方自治体の最も重要な役割は、地方自治法により住民の福祉の増進に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」こと、及び「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められています。

そして、行財政改革はこれを実現するために、時代に即した行政需要に的確に対応し、制度や組織、運営の在り方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図るものです。

このようなことから、本市では、これまでも継続的に行財政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきたところです。

今回、「総合計画 2025 前期基本計画」が新たに策定されたことに伴い、今後も引き続き行財政改革を推進するため、「八街市行財政改革プラン 2025」を策定し、時代背景を踏まえた課題や行政需要を的確に捉え、限りある財源を有効活用し、持続可能な行財政運営を目指します。

（参考）取組経過

・八街市集中改革プラン	（ 2005(平成 17)年度 ～ 2009(平成 21)年度 ）
・八街市行財政改革プラン	（ 2010(平成 22)年度 ～ 2014(平成 26)年度 ）
・第2次八街市行財政改革プラン	（ 2015(平成 27)年度 ～ 2019(令和 元)年度 ）
・八街市行財政改革プラン 2020	（ 2020(令和 02)年度 ～ 2024(令和 06)年度 ）
・八街市行財政改革プラン 2025	（ 2025(令和 07)年度 ～ 2029(令和 11)年度 ）

（３）計画期間

2025（令和 7）年度から2029（令和 11）年度までの5年間とし、「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の期間との整合性を図ります。

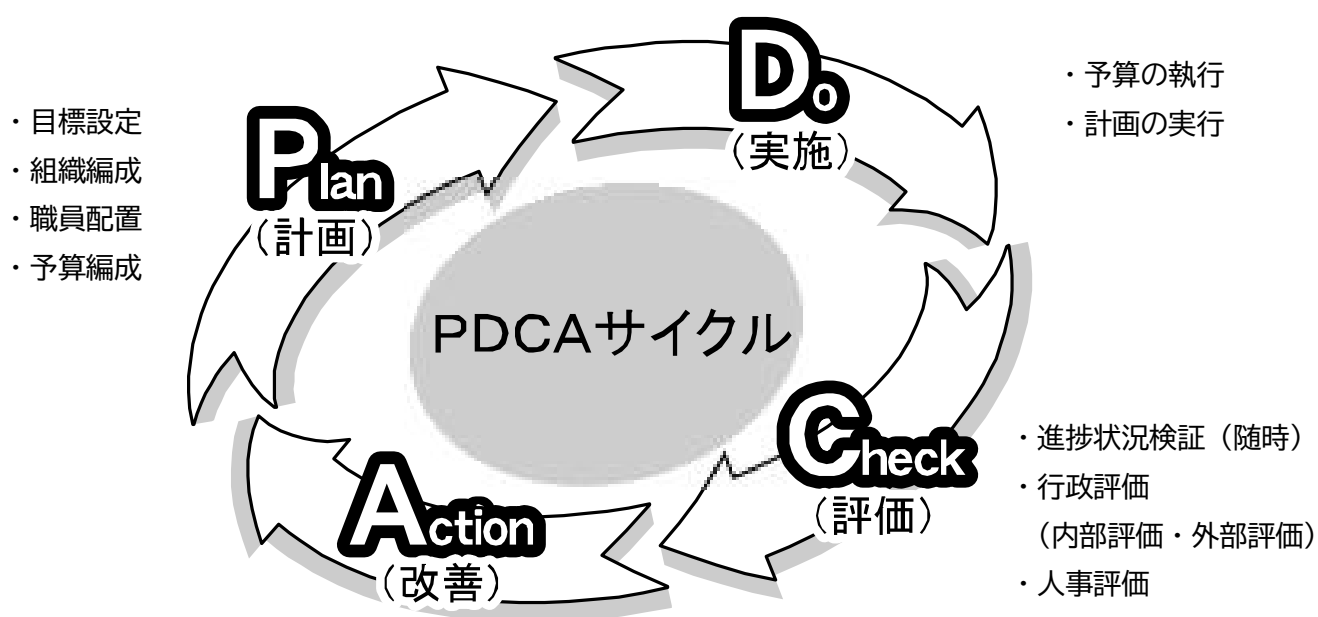


(4) 進行管理

このプランにおける取り組みを着実に推進するためには、進行管理が重要です。

進行管理は、計画と予算、組織が連動した行財政システムの手法を活用した「Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Action(改善)」のマネジメントサイクルを実践し、進行管理を行うことにより、市民サービスの向上を図るとともに、効果的で効率的な行財政運営を推進します。

なお、行政を取り巻く情勢の変化等により、行財政改革プランの実施項目等を追加または変更する必要がある際は、行財政改革推進本部において見直し、決定します。



- ・ 実施項目等の追加・変更・中止・廃止・却下
- ・ 翌年度の方針決定

第3章 行財政改革プランの基本方針

1 基本方針の考え方

本市の行財政運営を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況が見込まれていることから、『八街市行財政改革プラン 2025』では、『八街市総合計画 2025 前期基本計画』に掲げる、「八の街 めざします！ とともにつくる持続可能な街」の施策の大綱の一つである「効果的で効率的な行財政運営の推進」に基づき、事務の適正な執行を確保しつつ、経営資源（ヒト・モノ・財源・情報）の最適化やそれらを最大限に活用するための仕組みを構築することで、効果的で効率的な行財政運営を推進します。

このことから、経営資源の視点から、本市の行財政改革を取り巻く現状と課題などを整理し、加えて「八街市行財政改革プラン 2020」の検証結果を踏まえ、次の3つの柱を基本方針に掲げ、将来を見据えた持続可能な行財政運営に向けて改革に取り組みます。

2 基本方針とする3つの柱

（１）“人・組織” 『戦略的な人事管理と時代に即した組織づくり』

組織目標の達成に向け、一丸となれる組織の形成を図りながら、能率的な行政運営を実現するために、職員の戦略的な人事管理を進めるとともに、良好な職場環境の整備を推進します。

また、時代に即した組織体制の強化を図ることで、「人材育成と組織力強化の好循環」を推進します。

（２）“モノ・財源” 『持続可能な財政経営の実現』

厳しい財政状況の下、限りある財源を効果的・効率的に活用するため、選択と集中による財政運営を進めるとともに、市税等の収納率の向上や財源の確保と創出に努めます。

また、長期的な視点をもった公共施設等の適正な管理・配置や有効活用を進め、持続可能な財政経営を推進します。

（３）“情報・仕組み・連携” 『生産性の向上と協働・共創の推進』

電子自治体（自治体DX）の推進や適正かつ効果的な事務執行への取り組みにより、生産性の向上を図ります。

また、民間活力の積極的な活用を推進するとともに、持続可能な地域づくりを図るため、市民と行政の情報共有と多様な主体との連携を強化し、協働・共創によるまちづくりを推進します。

第4章 行財政改革プランの取り組みについて

1 体系図

基本方針	推進項目	実施項目
『戦略的な人事管理と時代に即した組織づくり』 “人・組織”	①計画的な職員の確保	●計画的な職員採用 ●人材確保の取組強化
	②適正な定員管理と職員配置	●適正な定員管理 ●適材適所の職員配置
	③職員の人材育成	●職員研修の充実 ●人事評価制度の見直し
	④組織力の強化	●組織の見直し ●庁内協力体制の整備
	⑤良好な職場環境の整備	●人事評価制度の活用 ●総労働時間の短縮
『持続可能な財政経営の実現』 “モノ・財源”	①財政構造の改善	●新たな予算編成制度の構築 ●事務事業の見直し ●補助金・交付金等の積極的な活用
	②企業会計の健全経営の維持	●水道事業基本計画及び水道ビジョンの策定 ●水道料金の見直し ●下水道事業経営戦略の見直し ●下水道使用料の見直し
	③財源の確保と開拓	●受益者負担の適正化基本方針に基づく使用料・手数料の見直し ●ごみ処理に関する手数料等の見直し ●市税等の徴収対策の強化 ●口座振替の促進 ●ふるさと納税の推進・開拓 ●ふるさと納税型クラウドファンディングの推進
	④公共施設等の適正管理及び有効活用の推進	●公共施設等総合管理計画の進捗管理 ●公共施設長寿命化計画・教育施設長寿命化計画の進捗管理 ●子育て支援施設個別施設計画の見直し ●未利用地等の活用
	⑤公共施設の適正配置の推進	●公共施設等総合管理計画の推進 ●公共施設の最適化
『生産性の向上と協働・共創の推進』 “情報・仕組み・連携”	①電子自治体（自治体DX）の推進	●行政手続における電子申請サービスの提供 ●情報セキュリティの強化 ●ICTを活用した業務改善の推進 ●ICTを活用した窓口サービスの向上
	②適正な事務の執行と業務改善手法の確立	●内部統制の整備 ●行財政システムの見直し ●事務事業評価の見直し
	③市民と行政の情報の共有	●ホームページの充実 ●広報紙の充実 ●協働に向けた情報共有の推進
	④協働と地域自治の推進	●コミュニティ事業の推進 ●区（自治会）への加入促進
	⑤公民連携による事業の推進	●公有財産利活用民間提案制度の実施 ●PPP/PFI導入等の検討 ●包括連携協定等の推進

2 推進項目と実施項目

基本方針に掲げた3つの柱に基づき、次の推進項目と実施項目を設定し、行財政改革に取り組みます。

(1) “人・組織”

『戦略的な人事管理と時代に即した組織づくり』

【推進項目①】 計画的な職員の確保

(基本計画と連動)

- ・ 職員の年齢構成に大きな偏りが見られることから、持続可能な行政運営を行うことができる職員数を確保しつつ、中長期的な採用計画に基づき年齢構成の平準化を図ります。
- ・ 少子高齢化による労働人口の減少等に伴い、今後は職員の確保が難しい状況が予想されていることから、本市で働くことへの魅力発信や職員採用の多様化等について検討し、職員の確保に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
計画的な職員採用	方針の見直し					総務課
	実施					
人材確保の取組強化	方針の見直し					総務課
	実施					

○関連する計画等 ・ 八街市定員管理方針 ・ 八街市職員人材育成基本方針(人材確保方針)

【推進項目②】 適正な定員管理と職員配置

(基本計画と連動)

- ・ 段階的な定年延長等を見据えつつ、本市の実情に合った適正な定員管理を進めます。
- ・ 事務量と職員数のバランスを配慮しながら、職員が持つ知識、技術、経験等を把握し、その適性を見極め、将来を見据えた適材適所への職員配置を進めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
適正な定員管理	方針の見直し					総務課
	実施					
適材適所の職員配置						総務課
	実施					

○関連する計画等 ・ 八街市定員管理方針 ・ 八街市職員人材育成基本方針(人材確保方針)

【推進項目③】 職員の人材育成

(基本計画と連動)

- ・「人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や人事評価制度の活用により、職員一人一人の能力・意欲の向上とともに、自主性や主体性を高め、組織力向上を図ります。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
職員研修の充実	方針の見直し					総務課
	実施					
人事評価制度の見直し	見直し・運用					総務課

○関連する計画等 ・ 八街市職員人材育成基本方針(人材確保方針)

【推進項目④】 組織力の強化

(基本計画と連動)

- ・多様化、複雑化する行政課題に対応するため、時代に即した組織体制の見直しを行い組織の強化を図ります。
- ・新たな施策や緊急性の高い分野の業務への対応や、各事業や事務処理において担当部課等の職員では対応が困難な場合などについては、部局間の横断的な連携を強化し、柔軟かつ能率的な業務協力体制の構築を図ります。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
組織の見直し		全体見直し 検討	全体見直し 実施			企画政策課
	随時実施					
庁内協力体制の整備	検討	策定	運用			企画政策課

【推進項目⑤】 良好な職場環境の整備

(基本計画と連動)

- ・人事評価制度を活用し、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、高いモチベーションを持って業務にあたる意識を醸成します。
- ・職員のワークライフバランスを図り、時間外勤務の縮減や年次休暇等の取得促進などによる良好な職場環境の整備を図ることで職員の健康の維持・増進に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
人事評価制度の活用	実施					総務課
総労働時間の短縮	検討・実施					総務課

○関連する計画等 ・八街市職員人材育成基本方針(人材確保方針) ・八街市特定事業主行動計画

(2) “モノ・財源” 『持続可能な財政経営の実現』

【推進項目①】 財政構造の改善

- ・事業の必要性や効果等を検証し、職員一人一人のコスト意識を高め、真に必要な市民サービスを持続的に提供できるよう、限られた予算を有効に配分し、事業の有効性や緊急性に基づいた選択と集中による予算編成を進めます。
- ・国、県の動向に注視し、新たな補助金や交付金の積極的な活用を図るなど、歳入の確保と歳出の抑制に努め、財政収支の安定化を図りながら経常収支率の改善に努めます。
- ・今後、予想されている大規模災害等の不測の事態に備え、財政調整基金の一定水準の確保に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
新たな予算編成制度の構築	調査研究・検討・実施					財政課
事務事業の見直し	実施					各課等
補助金・交付金等の積極的な活用	実施					各課等

【推進項目②】 企業会計の健全経営の維持

(基本計画と連動)

- ・将来にわたって上下水道事業を維持していくために、経営戦略の見直しを図り、施設等の更新や長寿命化に取り組むとともに、中長期的な視点に立って料金の見直しなどを行い、上下水道事業経営の基盤強化と財政健全化に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
水道事業基本計画及び水道ビジョンの策定	策定	運用				水道課
水道料金の見直し	検証・協議・決定		実施			水道課
下水道事業経営戦略の見直し				実施		下水道課
下水道使用料の見直し	協議・決定	実施				下水道課

○関連する計画等

- ・水道事業基本計画及び水道ビジョン
- ・下水道事業経営戦略
- ・ストックマネジメント計画
- ・八街市全市域汚水適正化構想
- ・八街市印旛沼流域関連全体計画

【推進項目③】 財源の確保と開拓

(基本計画と連動)

- ・受益者負担の公平性、公正性を確保するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、使用料や手数料等の見直しを進めます。
- ・自主財源の中心となる市税収入を確保するため、収納率の向上に努めます。
- ・ふるさと納税の取り組みをさらに推進するとともに、新規開拓を進めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
受益者負担の適正化基本方針に基づく使用料・手数料の見直し		方針の見直し	定期見直し 周知・検討	実施		企画政策課 各課等
			随時見直し			
ごみ処理に関する手数料等の見直し	検討	実施	随時見直し			クリーン推進課
市税等の徴収対策の強化		基本方針の 見直し			基本方針の 見直し	納税課
			実施			
口座振替の推進			実施			納税課
ふるさと納税の推進・開拓			ポータルサイトの追加・返礼品の充実と開拓			企画政策課
ふるさと納税型クラウドファンディングの推進			実施			企画政策課

- 関連する計画等
- ・使用料、手数料に係る受益者負担の適正化基本方針
 - ・八街市行政財産使用料徴収条例
 - ・八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - ・八街市一般廃棄物処理基本計画
 - ・市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画

【推進項目④】 公共施設等の適正管理及び有効活用の推進

(基本計画と連動)

- ・今後、公共施設等の老朽化の進行によって財政負担の増大が見込まれるため、「公共施設等管理計画」に基づき、適切な維持管理を行うことにより財政負担の低減、平準化及び施設の長寿命化を図ります。
- ・「公有財産利活用の基本方針」に基づき、公有財産を最大限に活用するとともに、効果的に活用されていない未利用地等については、売却や貸付などにより歳入の確保に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
公共施設等総合管理計画の進捗管理	進捗管理	定期見直し	進捗管理			財政課
公共施設長寿命化計画・教育施設長寿命化計画の進捗管理	運用・見直し					各施設管理 担当課
子育て支援施設個別施設計画の見直し	実施	運用				子育て支援課
未利用地等の活用	検討・実施					財政課

○関連する計画等

- ・八街市公共施設等総合管理計画
- ・八街市庁舎長寿命化計画（庁舎施設個別計画）
- ・八街市公有財産利活用方針
- ・八街市教育振興基本計画
- ・八街市教育施設長寿命化計画
- ・中央公民館、図書館、郷土資料館の在り方基本構想
- ・八街市子育て支援施設個別施設計画

【推進項目⑤】 公共施設の適正配置の推進

- ・人口減少等により公共施設の利用需要が変化することを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設の効率的な運営や良好な環境等を確保しつつ、最適な規模・最適な配置とするため、施設のあり方について調査研究を進めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
公共施設等総合管理計画の推進	運用	定期見直し	運用			財政課
公共施設の最適化	調査研究・検討					各施設管理 担当課

○関連する計画等

- ・八街市公共施設等総合管理計画
- ・八街市公有財産利活用方針

(3) “情報・仕組み・連携” 『生産性の向上と協働・共創の推進』

【推進項目①】 電子自治体（自治体DX）の推進

（基本計画と連動）

- ・新たな行政課題や多様化、高度化する市民ニーズに適正に対応するため、ICTを活用した市民サービスの向上を図ります。
- ・「DX推進計画」に基づき、各行政分野の電子化を計画的に進め、行政事務の効率化を図ります。
- ・窓口サービスの向上を図るため、ICTやマイナンバーカードを活用した新たなサービスについて推進します。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
行政手続における電子申請サービスの提供	検討・実施					システム管理課
情報セキュリティの強化	検討・実施					システム管理課
ICTを活用した業務改善の推進	検討・実施					システム管理課 企画政策課 関係各課等
ICTを活用した窓口サービスの向上	キャッシュレス決済の拡充					システム管理課 関係各課等

○関連する計画等 ・八街市DX推進計画

【推進項目②】 適正な事務の執行と業務改善手法の確立

（基本計画と連動）

- ・法令等を遵守しつつ適正かつ効率的に業務を遂行していくため、内部統制を整備し、適正な事務の執行と市民の信頼確保に努めます。
- ・行財政運営に関わる部署間において、ERPの考えのもと連携を強化し、政策・予算・組織（ヒト）が有機的に連動しながら、市の課題等に対してスピード感をもって政策の決定等が行われるよう行財政システムの最適化を図ります。

ERPとは・・・

経営の基本となる資源要素（ヒト・モノ・カネ・情報）を適切に分配し有効活用する計画や考え方を意味します。

各部門に点在している情報を一箇所に集め、その情報を元に現状を正確かつ速やかに把握し、経営戦略や対応を検討します。本市では、「やちまた版ERP」として行財政システムの構築を進めています。

- ・PDCAサイクルに基づき実施している事務事業評価が、より効果的に活用され、実行性のある事業や業務の見直し・改善に結びつくよう、さらなる仕組みづくりを進めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
内部統制の整備	検討・整備	運用				総務課 企画政策課
行財政システムの見直し	検討・実施	随時見直し				総務課 企画政策課 財政課
事務事業評価の見直し	検討・実施	随時見直し				企画政策課 財政課

【推進項目③】 市民と行政の情報の共有

(基本計画と運動)

- ・行政情報のほか、地域に密着したさまざまな情報について、市民と行政の共有を推進し、相互の信頼関係の構築を図ります。
- ・市民との情報共有を推進するため、多種多様な情報伝達手段を確保するとともに、正しい情報をわかりやすく、スピーディーな情報提供に努めます。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
ホームページの充実	実施					秘書広報課
			見直し・検討	実施		
広報紙の充実	実施					秘書広報課
協働に向けた情報共有の推進	実施					市民協働推進課

○関連する計画等 ・八街市広報基本方針 ・第2次八街市協働のまちづくり推進計画

【推進項目④】 協働と地域自治の推進

(基本計画と連動)

- ・市民と行政の協働によるまちづくりの環境整備と仕組みづくりを推進します。
- ・市民の行政参加を推進するとともに、地域自治の活動を支援し、連携・協力して地域課題に取り組む協働事業の拡充を図ります。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
コミュニティ事業の推進	実施					市民協働推進課
区（自治会）への加入促進	実施					市民協働推進課

- 関連する計画等
- ・第2次八街市協働のまちづくり推進計画
 - ・（仮称）市民活動サポートセンターの段階的設置に関する基本方針

【推進項目⑤】 公民連携による事業の推進

- ・企業との包括連携協定・PPP／PFI導入等を始めとする公民連携の取り組みを推進し、民間事業者のノウハウや資金力を活用することで、行政コストを抑えながら、互いの強みを活かし、共に地域の発展が図られるよう促進します。

◎実施項目

主な取組み	計 画					主な担当部署
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
公有財産利活用民間提案制度の実施	実施・事業化					財政課
PPP/PFI導入等の検討	調査研究・検討					財政課 各課等
包括連携協定等の推進	実施					企画政策課 各課等

- 関連する計画等
- ・八街市公有財産利活用方針

インフラ（P9）

Infrastructure(インフラストラクチャー)の略。道路や通信、各種公共施設といった社会や産業の基盤となる施設もしくは設備。

パブリックコメント（P10）

政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を市民の皆さんに公表し、それに対して広く意見をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。

経営資源（P13）

行政が保有するヒト（人材）・モノ（施設）・財源・情報などの全てのこと。

協働・共創（P13）

市民、自治会をはじめとする地域団体、企業、学校、行政等の多様な主体が対等な立場で尊重し合い、目標設定の段階から連携し、専門知識や得意分野を生かして役割分担を行い、実践的な取り組みを展開することで、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくこと。

電子自治体（自治体DX）（P13）

様々な行政手続きについて、ICT（情報通信技術）を有用活用して、住民の利便性の向上や行政運営の効率化・高度化を実現する取り組み。

PPP（P14）

Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略。公民が連携（行政と民間が連携）して公共サービスの提供を行うこと。

PFI（P14）

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

包括連携協定（P14）

人口減少、少子高齢化、福祉、環境、防災、まちづくりなど、地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等の持つ情報、ノウハウ、ネットワークなど双方の強みを生かして課題解決に向け連携していく取り組み。

ワークライフバランス（P16）

仕事（ワーク）と生活の（ライフ）調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。